

保 健 事 業

I 特 定 健 診 等 事 業

「高齢者の医療の確保に関する法律」により、平成20年4月から、生活習慣病に着目した「特定健康診査」及び「特定保健指導」の実施が医療保険者(当共済組合等)に義務付けられました。

特定健康診査

1 目 的

脳卒中・糖尿病等、生活習慣病を中心とした疾病を、発症する以前の段階で異常を発見し、生活習慣の改善により予防につなげるための健診。

2 対象者

40歳から74歳までの組合員及び被扶養者(任意継続組合員含む。)

3 受診方法

○組合員

職場の定期健康診断、もしくは健診事業の1日人間ドック・脳ドックを受診することで特定健康診査を受診したものとする。

※事業主健診の実施義務がない短時間労働者のうち、職場の定期健康診断等を受診する機会がない短期組合員(4分の3未満の短時間労働者)には「特定健康診査受診券」を交付する。特定健診を実施している医療機関で受診する。

○被扶養者・任意継続組合員

当支部より対象者の自宅あてに送付する「特定健康診査受診券」と併せ、「組合員証」または「被扶養者証」を健診機関へ提出し受診する。

①市町村が実施する集団健診で受診

②特定健診を実施している医療機関で受診(人間ドック等を受診する際も利用可)

※特定健診受診機関一覧については、当支部ホームページに掲示

※人間ドック等受診の際の利用については、医療機関によって対応が異なるので予約時等に確認すること

③パート勤務先等で定期健康診断を受診した対象者については、特定健診に係る結果の写しを当支部へ提供をお願いします。

特定保健指導

1 目 的

脳卒中・糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)の結果により、健康の保持増進に努める必要がある者に対して保健指導(特定保健指導)を実施する。

2 対象者

特定健康診査の結果により、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により生活習慣病の予防効果が期待できる者をリスクに応じて対象者とする。

【動機づけ支援】

現在の自分の健康状態と生活習慣病との関係などをよく理解してもらい、生活改善を実行する動機づけのための指導を保健師等より原則1回行う。

【積極的支援】

自分自身の健康状態を認識してもらい、どうしてそういう状態になったか、運動や食事など生活習慣との関係を理解してもらい、自分で生活習慣の改善を実行できるよう保健師等とともに計画を立て、3～6か月にわたる指導・支援を行う。

2年連続して積極的支援に該当した場合、1年目に特定保健指導を終了し、1年目に比べて2年目の状態が改善していた場合、動機付け支援相当でも実施可能となる場合がある。

3 実施方法

① 1日人間ドック・脳ドック当日の保健指導

当支部が実施する1日人間ドック・脳ドック受診当日に特定保健指導を実施、対象者には医療機関から案内がある。

② RIZAP株式会社 (ICT面談のみ)

個々のスマートフォン、タブレット等をお持ちの方で指定のツールにて面談を行う。

3か月間、トレーナーによるサポートの下、動画配信やアプリを活用しての保健指導を受けることができます。

③ 株式会社ベネフィット・ワン(対面・ICT面談可)

対面型面談: 所属所等へ相談員が訪問し面談を行う。

I C T 面 談: 個々のスマートフォン、タブレット等にて面談を行う。

3か月から6か月間、保健師等による電話、メール等にて生活習慣を改善するためのサポートを受けることができる。

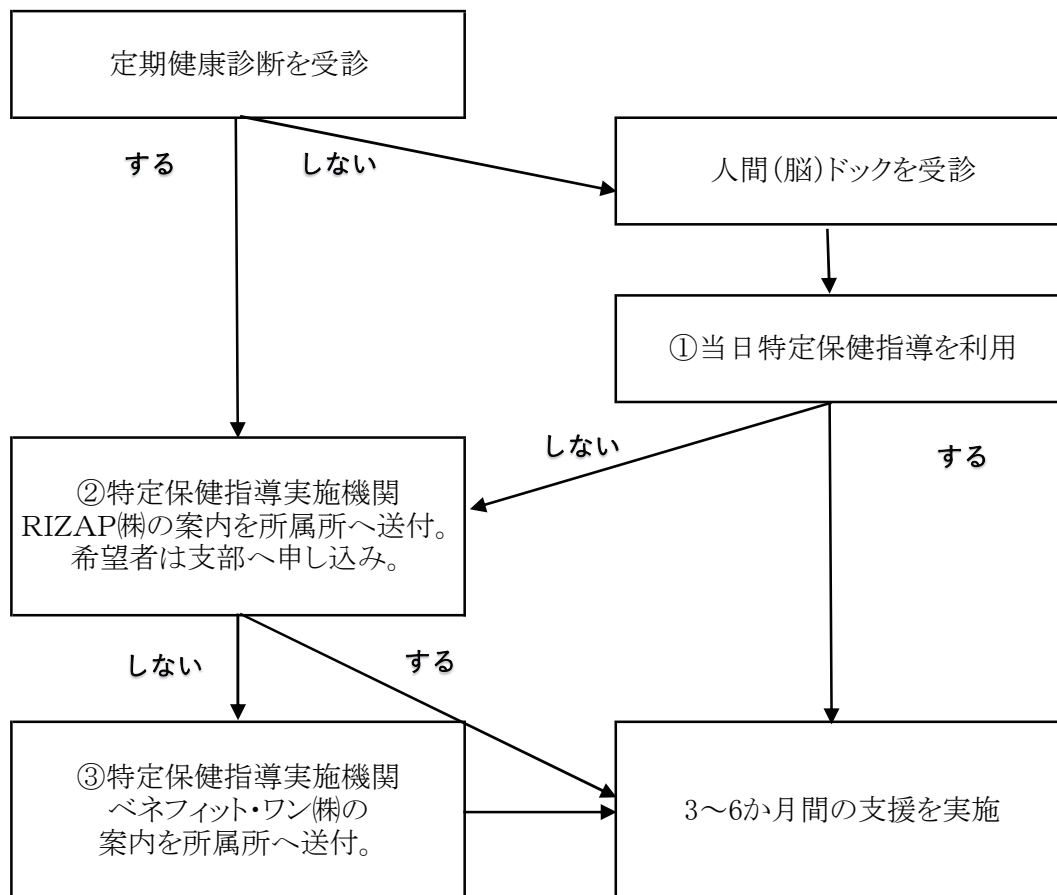
④ 医療機関での特定保健指導

県内の医療機関で特定保健指導を利用することができます。その際は当支部が発行する利用券が必要となる。(特定保健指導受診機関一覧については、当支部ホームページに掲示)

※1日人間(脳)ドック当日に医療機関にて当日保健指導を受けられなかった方、定期健診を受診された方へは、後日特定保健指導等のご案内を所属所へ送付いたします。

※特定健診・特定保健指導に要する費用は公立学校共済組合が全額補助する(個人負担なし)。

◇特定保健指導実施までの流れ



※④医療機関で特定保健指導等をご希望の場合は当支部までご連絡ください。

Ⅱ 1日人間ドック・脳ドック（健診事業）

1 目 的

1日人間ドックについては身体の総合的機能検査により、生活習慣病等の早期発見と健康管理についての全般的指導を行い、脳ドックについては機能検査により、脳疾病の早期発見・予防を行うことで健康増進と保持を図る。

2 対象者

当該年度中に35歳以上の組合員（短期組合員含む）

3 指定医療機関（病院）

別表「1日人間ドック・脳ドック 指定医療機関一覧表」のとおり

4 支部補助額

○指定年齢（当該年度中に35歳・40歳・50歳を迎えるもの）…26,000円

指定年齢以外・脳ドック…11,000円

○女子組合員のうち婦人科検診の受診者へ検査料金の範囲内で5,500円までを補助する。

○当該年度中に50歳以上の男子組合員のうち前立腺がん検診の受診者へ検査料金の範囲内で2,500円までを補助する。

※別表「検査料金表」にある検査料金から支部補助額を差し引いた額を本人が自己負担する。

5 定期健診補助 3,200円

定期健診（事業主健診）分について支部が受託する事業主管内に所属する組合員が1日人間ドックを受診する場合、公立共済が3,200円を補助する。（脳ドック対象外）

【対象とする事業主】

教育庁本庁及び出先機関、県立学校、県立芸術大学、県立看護大学、

国頭村、東村、今帰仁村、伊是名村、北中城村、久米島町、多良間村、宮古島市、粟国村

※任用形態によっては補助がないこともあります。

6 実施期間

当該年度 5月 ～ 12月末日

7 実施方法

【定期申込】

「1日人間ドック・脳ドック申込一覧表」により申し込んだ受診希望者に受診券を送付する。

【追加申込】

毎月末日までに「1日人間ドック・脳ドック受診追加申込書」にて申し込んだ受診希望者に対して、翌月5日頃に受診券を送付する。

※ 受診予約は、受診者本人が各自で指定医療機関へ直接予約を行う。

※ 医療機関より受診者へ受診の案内を送付。受診日に「組合員証」と「受診券」を医療機関に持参し受診する。

8 サービスの取り扱い

沖縄県教育委員会所属組合員の場合 職務に専念する義務が免除される。

市町村立学校 所属組合員の場合 各市町村教育委員会に確認

9 受診券の再発行について

受診券を紛失等により再発行を希望する場合は、「1日人間ドック・脳ドック 再発行届書」を受診日の2週間前までに当支部へ提出する。

10 健診結果について

組合員の生活習慣の改善、疾病予防の支援及び医療費の適正化を図ることを目的に、健診医療機関より健診結果の報告を受け、個人情報取り扱いに配慮した上で、健診結果のデータ管理を行い、特定保健指導、データヘルス計画及びその他保健事業に活用します。

※受診申込者は、このことについて了解の上で受診したものとします。

※ 沖縄県教職員互助会より

1日人間ドック及び脳ドックを受診した沖縄県教職員互助会加入者に対して、自己負担額の範囲内で1人3,000円の助成金があるので、沖縄県教職員互助会の各支部あて請求する。

1日人間ドック・脳ドック 指定医療機関一覧表

【40 医療機関】

No	地区	医療機関名	所在地	電話番号
1	国頭地区	沖縄県立北部病院	名護市大中2-12-3	0980-52-2719
2		北部地区医師会病院健康管理センター	名護市字茂佐1712-3	0980-52-0777
3		KIN放射線治療・健診クリニック	金武町字金武10897番地	098-968-4664
4	中頭地区	中部地区医師会	北谷町字宮城1-584	098-936-8290
5		ちばなクリニック	沖縄市知花6-25-15	098-939-5477
6		中部協同病院	沖縄市美里1-31-15	098-938-6160
7		翔南病院	沖縄市山内3-14-28	098-930-3020
8		中部徳洲会病院	北中城村字比嘉801番地	0570-00-1789
9		ハートライフ病院	中城村字伊集208	0120-123-026
10		宜野湾記念病院	宜野湾市宜野湾3-3-13	098-893-2101
11		海 邦 病 院	宜野湾市真志喜2-23-5	098-898-2111
12		アドベンチスト メディカルセンター	西原町字幸地868	098-946-2844
13		読谷紅いもクリニック	読谷村上地176-2	098-958-7255
14	那覇地区	浦添総合病院健診センター	浦添市伊祖3-42-15	0570-010-986
15		同 仁 病 院	浦添市城間1-37-12	098-876-2212
16		メディカルプラザ大道中央	那覇市字大道123	098-886-5678
17		那覇市立病院健診センター	那覇市古島2-31-1	098-884-5106
18		琉 生 病 院	那覇市字大道56	098-885-5131
19		大浜第一病院	那覇市天久1000	098-866-5182
20		沖縄セントラル病院	那覇市与儀1-26-6	098-854-5541
21		おもろまちメディカルセンター	那覇市上之屋1-3-1	098-867-2116
22		那覇市医師会生活習慣病検診センター	那覇市東町26-1	098-860-3017
23		徳洲会新都心クリニック	那覇市銘苅2-2-1	098-860-0386
24		沖縄赤十字病院	那覇市与儀1-3-1	098-836-7433
25		小禄病院	那覇市字小禄547-1	098-857-8713
26		嶺井第一病院	浦添市字大平466番地	098-877-6355
27	島尻地区	豊見城中央病院附属健康管理センター	豊見城市字豊崎3番49	098-852-2000
28		とよみ生協病院	豊見城市字真玉橋593-1	098-850-9003
29		南部徳洲会病院	八重瀬町字外間171-1	098-998-0309
30		沖縄メディカル病院	南城市佐敷字津波古西原2310	098-947-3555
31		与那原中央病院	与那原町字与那原2905	098-945-8101
32		沖縄第一病院	南風原町字兼城642番地の1	098-889-1114
33		沖縄県健康づくり財団	南風原町字宮平212	098-889-6792
34		西崎病院	糸満市字座波371-1	098-992-0089
35		みなみ野クリニック	南城市大里字平良2584-2	098-945-8811
36	宮古・八重山地区	宮古島徳洲会病院	宮古島市平良字松原552-1	0980-72-0002
37		石垣島徳洲会病院	石垣市大浜字南大浜446-1	0980-83-5507
38		かりゆし病院	石垣市字新川2124	0980-84-3111
39		うむやすみやあす・ん診療所	宮古島市平良字下里1477-4	0980-73-3854
40		下地脳神経外科	石垣市登野城644-19	0980-88-7300

令和6年度 ドック等検査料金表

	医療機関名	1日人間ドック	脳ドック	前立腺がん	婦人科検診		
					子宮がん	乳がん(エコー)	乳がん(マンモ)
1	沖縄県立北部病院	33,616 /38,478	36,850	1,331	3,520	3,850	－
2	北部地区医師会病院健康管理センター	30,000	－	2,200	4,180	4,950	(2)6,050
3	KIN放射線治療・健診クリニック	34,100	37,950	2,200	3,850	3,850	(2)5,500
4	中部地区医師会	34,100	－	2,750	7,700	4,070	(1)5,500 (2)6,600
5	ちばなクリニック	35,403	36,111	2,200	5,800	3,666	(1)3,300 (2)5,500
6	中部協同病院	29,500	30,000	2,000	3,400	4,000	－
7	翔南病院	29,530	－	2,750	－	－	－
8	中部徳洲会病院	34,100	33,000	2,750	4,400	4,950	(2)5,500
9	ハートライフ病院	31,350	38,060	2,200	5,500	3,300	(2)6,050
10	宜野湾記念病院	36,500	－	－	－	－	－
11	海 邦 病 院	32,000	－	2,750	3,850	3,850	－
12	アドベンチスト メディカルセンター	30,699	－	2,648	3,336	4,440	(1)4,440 (2)6,449
13	読谷紅いもクリニック	－	39,600	－	－	－	－
14	浦添総合病院健診センター	35,530	37,050	1,650	3,850	3,850	(2)6,050
15	同 仁 病 院	30,000	－	1,940	6,600	4,590	(1)4,590 (2)4,590
16	メディカルプラザ大道中央	24,750	24,200	1,650	7,150	3,850	(1)5,500 (2)5,500
17	那覇市立病院健診センター	29,700	33,000	2,200	3,190	3,300	(1)3,520 (2)5,720
18	琉 生 病 院	29,700	－	2,200	3,080	4,070	(1)4,070 (2)5,500
19	大浜第一病院	36,300	44,000	2,200	5,500	5,500	(1)4,400
20	沖縄セントラル病院	31,350	30,800	2,750	3,300	4,400	(2)5,500
21	おもろまちメディカルセンター	31,900 /34,100	－	2,200	3,300	－	(1)3,300 (2)5,500
22	那覇市医師会生活習慣病検診センター	33,000	－	2,420	3,080	4,070	(1)4,070 (2)5,500
23	新都心クリニック	34,100	－	2,750	4,400	4,950	(2)5,500
24	沖縄赤十字病院	34,100	37,400	2,200	4,180	4,400	(2)4,400
25	小禄病院	32,000	－	2,200	5,500	3,300	(1)5,500 (2)7,700
26	嶺井第一病院	－	21,000	－	－	－	－
27	豊見城中央病院附属健康管理センター	44,660	38,060	1,320	3,960	3,850	(1)4,950 (2)5,610
28	とよみ生協病院	32,010	44,000	1,980	4,400	4,400	(2)5,500
29	南部徳洲会病院	31,000	33,000	2,500	4,400	4,400	(2)5,500
30	沖縄メディカル病院	27,500	－	2,500	－	－	－
31	与那原中央病院	30,000	－	2,500	4,000	3,900	(1)4,500 (2)5,500
32	沖縄第一病院	30,000	－	2,200	－	－	－
33	沖縄県健康づくり財団	32,000	32,000	2,200	4,400	4,070	(1)4,070 (2)5,500
34	西崎病院	35,200	－	ドックに 含む	－	－	－
35	みなみ野クリニック	－	33,000	－	－	－	－
36	宮古島徳洲会病院	33,000	35,000	2,500	4,180	3,850	(2)4,400
37	石垣島徳洲会病院	35,840	－	－	3,600	3,850	(2)6,180
38	かりゆし病院	32,310	－	2,200	3,300	3,850	(1)4,720 (2)6,290
39	うむやすみやす・ん診療所	－	33,000	3,355	－	－	－
40	下地脳神経外科	－	35,000	－	－	－	－

Ⅲ 婦 人 科 検 診（健診事業）

- 1 目 的
子宮がん検診・乳がん検診により、疾病の早期発見及び予防を行う。
- 2 対象者
○女子組合員
(1日人間ドック・脳ドック時に婦人科検診を受診する者は除く。)
○被扶養者である女性配偶者
- 3 指定医療機関(病院)
「婦人科検診実施医療機関一覧表」を別途通知する。
- 4 支部補助額
○乳がん＋子宮がん検診 8,186円(自己負担額:2,000円)
○子宮がん検診のみ 5,833円(自己負担額:1,500円)
○乳がん検診のみ 3,350円(自己負担額: 500円)
※指定された検査以外を受診する場合は、別途自己負担が発生します。
- 5 実施期間
当該年度 6月 ～ 12月末日
- 6 受診方法
(1) 当支部より対象者へ「婦人科検診受診券」を送付する。
(2) 受診予約は、受診者本人が各自で指定医療機関へ直接予約を行う。
(3) 受診日に「組合員証」と「婦人科検診受診券」を持参し受診する。
※組合員については所属所あて、被扶養者である配偶者については自宅あて受診券を送付する。
※婦人科検診受診券は一人 1枚の送付となります。
- 7 組合員のサービスの取り扱い
沖縄県教育委員会所属組合員の場合 職務に専念する義務が免除される。
市町村立学校 所属組合員の場合 各市町村教育委員会に確認

Ⅳ 歯 科 健 診（健診事業）

- 1 目 的
歯科健診により、健康増進に寄与することを目的とし、健康異常に対する生活習慣病の予防を図る。
- 2 対象者
○当該年度4月1日現在 25歳、30歳、40歳、50歳の組合員
- 3 指定医療機関(病院)
「歯科健診実施医療機関一覧表」を当支部ホームページに掲示する。
- 4 支部補助額
○歯科健診 5,000円(自己負担なし)
※指定された検査以外を受診する場合は、別途自己負担が発生します。
- 5 実施期間
当該年度 6月 ～ 10月末日
- 6 受診方法
(1) 対象者のうち受診希望者は各自で指定医療機関へ予約を行い、受診日の2週間前までに当支部へ「歯科健診受診申込書」を提出する。
(2) 当支部より「歯科健診受診承認書」及び「歯科質問票・口腔健診表」を送付する。
(3) 受診日に「組合員証」と「歯科質問票・口腔健診表」を持参し受診する。
- 7 組合員のサービスの取り扱い
沖縄県教育委員会所属組合員の場合 職務に専念する義務が免除される。
市町村立学校 所属組合員の場合 各市町村教育委員会に確認

V その他の保健事業

1 研修事業(セミナー関係)

(1)健康づくり事業（沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催）

①保護者対応セミナー

「学校と保護者のいい関係づくり」をテーマに講演とワークショップにより対応策等の知識を習得する。

②女性のための健康セミナー

女性に特化した健康保持増進のための知識、心を癒やす実践方法を習得する。(男性組合員も参加可)

③男性のための健康セミナー

男性に多くみられる心身の疾患予防と早期発見のポイントを学び、実践方法を習得する。(女性組合員も参加可)

④RIZAP式(導入編)セミナー

生活習慣の改善に向けて、「運動・食事・メンタル」のRIZAPメソッドの基礎と習慣化を習得する。

⑤マインドフルネスセミナー

マインドフルネスに関する知識を学び、実践方法を体験することでセルフケアにつなげる。

(2)一般事業

①介護講座・介護実技研修

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催

介護に関する正しい知識、介護の実践方法を習得する。

②生涯生活設計セミナー

沖縄県教育委員会・沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会・沖縄県学校生活協同組合 共催

ライフサイクルプランとして組合員の生活設計に関する知識、手法を習得する。

③【退職準備型】生涯生活設計セミナー

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会・沖縄県学校生活協同組合 共催

退職後に必要な人生設計に関する健康や生きがい、経済の基礎的な知識を習得する。

④育児支援セミナー

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催

子育てに関する悩みや不安を解消し、役に立つ子育て方法を習得する。

※ 各セミナーの実施方法等については、別途通知します。

2 スポーツ施設利用補助及び利用特典（健康づくり事業）

公立学校共済組合沖縄支部組合員本人（以下「組合員」という。）が、公立学校共済組合沖縄支部長（以下「支部長」という。）の指定したスポーツ施設等（以下「指定施設」という。）を利用した場合に、利用金額の一部を補助あるいは利用特典を提供し、組合員の健康保持、増進、疾病予防及び医療費増嵩対策を図る。

（1） スポーツ施設利用補助

1 利用補助の方法及び対象

（1）組合員本人のみ

（2）組合員が指定施設を利用した場合は、支部長が指定施設に利用補助金を支払うものとする。

2 利用補助期間

利用補助期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、予算額の範囲を超えた場合は、その時点で終了することができるものとする。

3 指定施設利用の方法

指定施設を利用する場合は、各指定施設の利用規程に基づいて利用するものとし、受付窓口で「公立学校共済組合員証」（保険証）を掲示し、各施設の利用方法に従い、個人負担分の施設利用料を支払うものとする。

4 盗難・事故等の損害

組合員が指定施設を利用した場合において発生した盗難・事故等の損害に関しては、すべて組合員と指定施設の間で解決するものとする。

5 利用補助指定施設

施設等名称		住所・電話番号		組合員自己負担額(税込み)	
				月8回まで	9回目以降
スポーツパレス ジスタス	那覇店	那覇市西2-5-5	098-868-0758	550円	1,100円
	浦添店	浦添市沢岬2-23-1	098-878-1122		
	美里店	沖縄市美里4-20-1	098-982-1115		
	ABLOうるま店	うるま市字豊原394-1	098-923-3777		
スポーク・フィットネスセンター		名護市字屋部117番地	0980-52-7739		
NB沖縄		南風原町津嘉山1535番地	098-888-5080	800円	1,350円
SKY WELLNESS SPORTS		那覇市具志890-1	098-857-0008		
ISLANDS FITNESS BuilPani		石垣市字新川418-2	0980-87-9022		
ヒデフィットネス		石垣市真栄里108-11	0980-82-1195	500円	1,050円
TRAINING GYM ND		宮古島市平良字下里502-8(1F)	0980-79-5956		

(2) スポーツ施設利用特典

- 1 対象者
組合員本人及び15歳以上の被扶養者
- 2 利用補助期間
利用補助期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、契約を解除した場合は、その時点で終了することができるものとする。
- 3 指定施設利用の方法
指定施設を利用する場合は、各指定施設の利用規程に基づいて利用するものとし、受付窓口で「公立学校共済組合員証」(保険証)を掲示し、法人会員登録を行ったうえで、各種特典を利用できるものとする。
- 4 利用得点
月額会員価格の割引等
- 5 盗難・事故等の損害
組合員が指定施設を利用した場合において発生した盗難・事故等の損害に関しては、すべて組合員と指定施設の間で解決するものとする。
- 6 利用特典指定施設

施設等名称	住所・電話番号	
スポーツクラブ ルネサンス・ライカム24	北中城村字ライカム640番地	098-931-1231

3 健康教育・健康指導・健康相談(健康づくり事業)

(1)教職員等のメンタルヘルス相談

沖縄県教職員互助会 共催

組合員がストレスや心の健康を理解し、自己予防に対処する意識啓発のための個人相談を支部・沖縄県教職員互助会が、県内の医療機関とタイアップして実施する。

対 象 者 組合員（本人負担なし 年度間5回まで補助する）

内 容 精神科医師等専門家による相談。

【指定医療機関】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	メンタルクリニックやんばる	名護市宇茂佐の森1-2-9	0980-52-4556
2	ファミリーメンタルクリニック	沖縄市知花6-38-20	098-939-5561
3	長田クリニック	那覇市国場334-1	098-833-7878
4	金城孝次サイコセラピーオフィス	那覇市首里石嶺町4-191-16	098-885-1343
5	日本産業カウンセラー協会沖縄支部	浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館3F	098-975-6061
6	みえばしクリニック	那覇市久茂地3-8-15 1F	098-863-7788
7	山本クリニック&EAP産業ストレス研究所	浦添市伊祖2-30-7	098-879-3303
8	やしのきクリニック	石垣市大川579-5	0980-88-1184

(2)若年者(38・39歳)対象保健指導

- 1 目 的 特定健康診査(40歳以上)の対象でない組合員で健康の保持増進を努める必要がある者に対して保健指導(特定保健指導)を実施する
- 2 対象者 人間ドック等受診者で受診結果が「積極的支援」に相当している38・39歳の組合員
- 3 受診方法 当支部の指定する特定保健指導個別訪問契約機関により訪問指導を受ける
※指定契約機関:株式会社ベネフィット・ワン
- 4 支部補助額 全額補助(個人負担なし)
- 5 組合員のサービスの取り扱い
沖縄県教育委員会所属組合員の場合 職務に専念する義務が免除される。
市町村立学校 所属組合員の場合 各市町村教育委員会に確認

4 ヘき地組合員関係（一般事業）

下記の指定するへき地に勤務する組合員を対象とする。

指定へき地：伊平屋村、伊是名村、伊江村、水納島、津堅島、久米島、北大東村、南大東村、久高島
渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

※ 請求審査については、「沖縄県職員の旅費に関する条例」等を参照して審査する。

また、旅費が支給される出張と重複する場合は対象外。

※ ヘき地組合員関係事業における請求審査において、出勤簿(写し)の提出を求める場合もある。

(1) 診療交通費等補助

1 目 的

指定へき地に勤務する組合員が診療及びセミナー等を受講した場合の交通費を補助する。

2 補助対象区間

① 診療の場合

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 八重山地区 | 石垣本島又は沖縄本島で診療を受けた場合で、石垣本島までの区間 |
| (2) 宮古地区 | 宮古本島又は沖縄本島で診療を受けた場合で、宮古本島までの区間 |
| (3) その他の地区 | 所属所から最も近い本島在の県立病院のある地域までの区間 |

② セミナー等受講の場合

当支部のセミナー等を受講した場合で、所属所から最も近い各本島までの区間

3 補助額

各離島から各本島までの往復交通費の半額で離島住民割引の範囲内で航空賃・船賃を補助する。

4 補助回数

診療及びセミナー等を通じ、1人年度間3回を限度とする。

5 診療を受ける場合の対象傷病

医療保険の対象となる傷病とする。

(医療保険の対象であっても柔道整復(整骨・接骨院)、鍼灸は除く。)

ただし、各地域にある診療所等で診療できる傷病は除く。

6 請求手続

「診療交通費等請求書」に往復の領収書及び搭乗券(船利用の場合は乗船券)を添付し、その都度請求すること。

※当事業は、翌年度の4月3日(支部必着)までに請求がない場合、対象外となる。

※受診等の前日以降の移動を補助対象とする。

(2) 健康管理支援補助

1 目 的

指定へき地に勤務する組合員が、1日人間ドック・脳ドック・婦人科検診・歯科健診の支部健診事業を受けた際に、何れか一つに往復の交通費を助成する。

2 補助対象区間及び補助額

対象者の所属所から最も近い指定病院のある各本島までの区間を補助対象区間とし、離島住民割引の範囲内の往復船賃・航空賃を補助する。

3 請求手続

「健康管理支援補助請求書」に往復の領収書及び搭乗券(船利用の場合は乗船券)を添付して、当該年度の2月末日(支部必着)までに請求すること。

※受診等の前日以降の移動を補助対象とする。

(3) 研修等交通費補助

1 目的

当支部の研修事業(セミナー関係)等を受講する際に、那覇までの片道の交通費を年度間3回を限度として助成し、対象地区所属組合員の受講機会を拡大する。

2 対象者

宮古・八重山地区所属の組合員

3 補助対象区間及び補助額

宮古本島又は石垣本島から那覇までの区間を補助対象区間とし、離島割引の範囲内で往復交通費の半額の範囲内で8,000円までを補助する。

4 請求手続

「研修等交通費請求書」に往復の領収書及び搭乗券(船利用の場合は乗船券)を添付して、当該年度の2月末日(支部必着)までに請求すること。

※請求審査については、「沖縄県職員の旅費に関する条例」等を参照して審査する。

※研修等受講の前日以降の移動を補助対象とする。

5 予防接種補助(健康づくり事業)

インフルエンザ予防接種補助

沖縄県教職員互助会 共催

1 目的

インフルエンザの罹患防止及び重症化の抑制を図るため、沖縄県教職員互助会と共催で実施し、インフルエンザの予防接種の一部を補助する。

2 対象期間及び対象者

当該年度10月～2月末日の間に、インフルエンザの予防接種を受けた組合員本人

3 補助額

インフルエンザ予防接種を受けた費用のうち、1,000円を上限に年度間1回に限り補助する。

4 請求手続

沖縄県教職員互助会の「予防接種助成金請求書」に予防接種を受けた際に発行される領収書※の原本を添付し、当該年度3月5日(必着)までに請求すること。

※領収書は予防接種を受けた者の氏名、予防接種の種類、接種年月日、支払金額、医療機関の名称が確認できるものであること。

5 請求書の送付先

〒900-0014 那覇市松尾1丁目6番1号 沖縄県教職員互助会 あて

※互助会未加入者も補助対象になります。

Ⅵ 公立学校共済組合本部事業

組合員とその被扶養者の皆さまにご利用いただける健康相談事業 公立学校共済組合

LINEを使ったメンタルヘルス相談（心ほっとサポート@公立学校共済） **NEW**

教育現場で働く皆さまのLINEによるメンタルヘルス相談窓口です。「心の専門家」の公認心理師・臨床心理士等が、親身になってあなたの悩みに応えます。

土～月曜日 18:00～22:00（祝日・年末年始を除く） ●利用時間 1日1回30分～60分程度 ※利用対象者は組合員のみ

友だち追加はこちらから

Web相談（こころの相談）

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

URL <https://www.mh-c.jp/>
ログイン番号 783269

●臨床心理士が3営業日以内を目処に個別に回答

介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えします。

通話料無料 **0120-515-579**

月～土曜日 10:00～18:00（祝日・年末年始を除く） ●利用時間 1回20分程度

電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

通話料無料 **0800-700-5680**

電話相談 月～土曜日 10:00～22:00（祝日・年末年始を除く） ●利用時間 1日1回20分程度

面談予約 月～土曜日 10:00～20:00（祝日・年末年始を除く） ●利用時間 1回50分程度

●面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料

●無料で面談によるカウンセリングをご利用いただくには、初回申込みを上記フリーコールで予約する必要があります。

●面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施

プライバシーは厳守されます。安心してご利用ください。

女性医師電話相談

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。（予約制）

通話料無料 **0120-215-579**

月～土曜日 10:00～21:00（祝日・年末年始を除く） ●利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ

教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休でお応えします。

通話料無料 **0800-777-8349**

●一般健康相談、専門医相談（予約制）、小児救急相談に対応

●利用時間 1回20分程度

携帯電話からもご利用できます。（通話料無料）詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。トップページ→組合員専用ページ→健康相談事業のご案内

本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

「電話・面談メンタルヘルス相談」および「教職員電話健康相談24」の電話番号を令和6年4月1日から変更しています。旧電話番号は、併用期間を経て令和6年10月1日以降は使えなくなりますのでご注意ください。

『福祉保険制度』のご案内

公立学校共済組合では、組合員及びそのご家族の皆さまの生活の安定と福祉の向上を目的として、長期給付事業や短期給付事業を補完する任意加入の「福祉保険制度」を運営しています。

制度の特長

① 共済組合の各事業を補完

公立学校共済組合では、公立学校の教職員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした各事業を行なっています。

死亡の場合	長期休業の場合	入院した場合	7大疾病や 上皮内新生物の場合	健康増進のために
長期給付事業 (年金)	短期給付事業 (健康保険)	短期給付事業 (健康保険)	短期給付事業 (健康保険)	福祉事業
「福祉保険制度」は各事業だけでは不足してしまう部分を補完するために必要な給付を行ないます。				
ファミリー 年金	傷病休職 給付金	入院費用 給付金	特定疾病 給付金	元気づくり サービスコース

② 保障は大きく、実質的な負担はひかえめ

- 公立学校共済組合のスケールメリットを活かした手頃な保険料で、退職後も継続できます。
- ファミリー年金は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金として加入者に還付されます。

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※傷病休職給付金、入院費用給付金（女性疾病給付金含む）、特定疾病給付金、元気づくりサービスコースには配当金はありません。

③ 毎年保障を見直すことができる

保険期間は11月1日～翌年10月31日の1年間で、毎年保障内容を見直せます。

「福祉保険制度」に加入、内容の変更をするには？

毎年6月～7月頃、各所属所（学校等）を通じて手続書を配付します。締切日までに記入・押印のうえご提出ください。

制度内容の詳細は、公立学校共済ホームページ（福祉保険制度ホームページ）に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。

ファミリー応援金

ファミリー応援金は福祉保健制度の1つです。組合員の方が在職中に死亡した場合または所定の高度障害状態となった場合に、5万円が支給されます。組合員は原則として自動的に加入することとなり、保険料負担や手続き書類の提出は必要ありません。保険加入に当たっては、下記の告知内容に該当する必要があります。なお、請求の際は、確認事項があるため公立学校共済組合沖縄支部までご連絡ください。

記

契約の趣旨	死亡・高度障害時の見舞金を支給
加入対象者	公立学校共済組合の組合員本人
保険金額	5万円
保険金受取人	ファミリー応援金の支給等に関する取扱いに定める者
加入日	平成29年9月30日以前採用者:平成29年11月1日 平成29年10月1日以降採用者:採用月の翌々月1日 ※契約締結(制度発足)日:平成29年11月1日
告知内容	被保険者は、 1. 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 2. 申込日(告知日)より起算して過去12か月以内に別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。 ＜別表＞ がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
引受生命保険会社	明治安田生命保険相互会社